「　〃	285,750	ホテルニューアル カイック	尼崎市
一件五万円未満の計	不明		
合　　計	不明		」
「　〃	285,750	ホテルニューアル カイック	尼崎市
組織対策費	1,000,000	井筒　高雄	加古川市
〃	1,695,875	〃	〃
一件五万円未満の計	192,420		
合　　計	3,517,395		」

を、に、を

「一件五万円未満の計	不明	「一件五万円未満の計	1,219,023
合　　計	不明	合　　計	1,523,148
（調査研究費）		（調査研究費）	
一件五万円未満の計	不明	一件五万円未満の計	50,010
合　　計	不明」	合　　計	50,010」

に改める。

〔新党日本〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）中

「（支部報告書において不明とされている項目を除いて集計している旨、報告があった。）」を削る。

〔新党日本〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち3を次のように改める。

3　支部政党交付金による支出総額	29,603,047
支部政党交付金支出充当額総額	29,603,047

〔新党日本〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	19,624,425
人件費	3,091,141
光熱水費	303,143
備品・消耗品費	2,953,111
事務所費	13,277,030
政治活動費	9,978,622
組織活動費	4,991,770
選挙関係費	3,000,000
機関紙誌の発行その他の事業費	1,917,234
宣伝事業費	1,917,234
調査研究費	69,618
合　　計	29,603,047

〔新党日本〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）中

「（支部報告書において不明とされている項目を除いて集計している旨、報告があった。）」を削る。

〔新党日本〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち3中

「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額	298,881,545	を
政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額	196,031,658	」
「3　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出総額	311,651,984	に改める。
政党交付金・支部政党交付金支出充当額総額	208,802,097	」

〔新党日本〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳	
支部政党交付金	42,500,000
経常経費	92,167,388
人件費	35,659,903
光熱水費	1,099,140
備品・消耗品費	6,275,920
事務所費	49,132,425
政治活動費	176,984,596
組織活動費	16,471,975
選挙関係費	97,820,053
機関紙誌の発行その他の事業費	56,814,185
宣伝事業費	56,814,185
調査研究費	5,878,383
合　　計	311,651,984

○総務省告示第三百七十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、新党日本から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち2を次のように改める。

2　支部政党交付金による支出総額	799
支部基金支出充当額総額	799

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち4を次のように改める。

4　本年末等支部基金残高	308,203

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち5中

「経常経費	800	
事務所費	800	を
合　　計	800」	
「経常経費	799	
事務所費	799	に改める。
合　　計	799」	

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち6中

「一件五万円未満の計	800	
合　　計	800	」を
「一件五万円未満の計	799	
合　　計	799	」に改める。

〔新党日本〕の部新党日本関西総支部のうち7中

「取崩し額	800」	を
「取崩し額	799」	に、
「本年末等残高	308,202」	を
「本年末等残高	308,203」	に改める。